

関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない 東海の会 NEWS NO. 9



関生東海の会 公式ホームページ

<https://kannama-tokai.jimdofree.com>



関生東海の会 Twitter@kannmatokainew

【発行日】

2021年7月20日

【連絡先】

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目
13番46号 ウィストリアビル5階

名古屋共同法律事務所

TEL 052-262-7061

FAX 052-262-7062

kannamatokai@gmail.com

7月4日 関西生コン労組つぶしを許さない東海の会 第3回総会 & 記念講演を開催

武委員長 ビデオメッセージ

7月4日(日)に約90名(会場=70名、オンライン=20名)の参加を得て、名古屋労働会館会議室にて「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会」第3回総会を開催しました。柿山共同代表の開催の挨拶の後、関西生コンから、武建一委員長のビデオメッセージと武洋一書記長が挨拶をされました。また京滋実行委員会、静岡の会、東京の会からも来賓として参加していただき、挨拶をしていただきました。連帯のメッセージが「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会・大阪」「関生弾圧を許さない奈良の会」「フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会運営委員会」から届きました。

総会では、一年の活動のまとめとして講演会・映画会とライブ等の実施、集会・裁判傍聴への積極的な参加、街頭宣伝、4回/年のニュース発行を報告しました。特に集会・裁判傍聴では「東海の会」の職とニュース配布の活動は、評価の声が出ています。その後、会計・監査報告と活動方針が提起され、今後も広範な市民に広げていくことを確認して承認され、石田・共同代表の閉会の挨拶で終わりました。

当たり前の労働組合の活動が犯罪とされる異常

記念講演では、竹信美恵子さん(ジャーナリスト)が「関西生コンの弾圧を現場の視点から講演されました。講演では「関西生コンの弾圧」として「労働基本権の用語を読み替えて免責対象外にする手法のオンパレード・司法の恣意的の極大化・暴対法に見られる警察の行政的手法の大幅拡大等があり、労働組合をつぶす姿勢は、戦前の治安維持法につながるものがあります。特に、「労働基本権をつぶすダブルスピーク」として、「交渉⇒強要未遂」「ビラまき ⇒威力業務妨害」「ゼネスト

⇒威力業務妨害」等との言い替えて犯罪であるかの主張がまかり通っており、判決においても交渉で大声を出すと「威力業務妨害」、ラインで通話したことが「共謀」とされる異常な判決が出されています。これは、1992年の「暴対法」の施行がかかわっています。本来、労働組合として適法な組織化を認定するのは労働委員会であるはずですが、警察が恣意的に暴力集団として定義して労組法の免責外に置くことで、いくらでも刑事事件にすることができます。これは、労働組合だけではありません。市民を監視する「警察国家」化が進んでいるのです。これに反撃するために、身近なところから反撃の輪を作っていくことが大切では、ないでしょうか。

普通ではないが まっとうな労働組合の受難

最後に、熊沢・共同代表から「関西生コン労組」は普通の労働組合ではないが、まともな組合である。企業内組合が普通の労働組合となっている日本の常識は、世界では通用しない。産別組合であり、業界全体の労働条件の改善を目指す組合が世界ではまともな組合であり、普通の組合である。との指摘がありました。



※総会で以下の人事案件が承認されました。

柿山朗 共同代表→事務局長/近森泰彦 事務局長→共同代表

関生東海の会第3回総会決議

産業別労働組合の関西生コン支部を「不法」な暴力組織とみなし検察、警察(暴対)、裁判所が一体となり、これに暴力団やヘイト集団が加わる構図で民主主義破壊行為が市民社会に持ち込まれた。これを見逃ごしにできないとする労働者・市民・弁護士、研究者有志が全国各地で立ち上がり「自主的な労働組合運動を守れ!」という取り組みが広がった。そうした動きに呼応して「東海の会」は2019年に結成され、関西の各地裁判傍聴に参加し愛知では「愛知連帯ユニオン」が提訴している労働委員会、裁判闘争の支援に取り組んでいる。被告(組合員)、傍聴者、弁護団の交流が広がり、それらを東海の会 NEWS で市民に伝える活動も定着してきた。発足以来、会員自主参加の運営会議を毎月15人ほどで開き、宣伝、学習、傍聴、ニュース発行など担当者を中心とした取り組みも定着してきた。「市民社会の自由」を守るためイデオロギーや組織の枠を超えて手を携え、市民的自由を守る幅広い取り組みを作っていくことが大きな課題である。官政権の「戦争瀬戸際政策」によって中国敵視へ大きく踏みこもうとしている今、労働組合の弾圧から戦争が始まった戦前の轍を踏まないように力を合わせましょう。

2021年7月4日関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会第3回総会参加者一同



7月13日 武委員長に懲役3年施行猶予5年 ストライキとコンプライアンス活動を違法とする**不当判決** 一部無罪、実刑判決を阻止/武委員長 闘いの継続を宣言 判決前—不当判決弾劾集会に全国から400名 結集



関西生コン支部 大阪地裁、京都地裁で不当判決が相次ぐ中注目の武委員長への判決 朝 大阪の空は快晴、うだるような暑さのなかで 裁判所の前には 関西、東海、関東、北海道など全国から400名もの支援者が詰めかけ、対抗する広域協の動員(300名)を上回った。冒頭韓国民主労総全国建設労働組合からの連帯のメッセージが読み上げられた。全国で関生弾圧に反対し連帯してたたかう労働組合や市民運動の代表が次々にアピールした。東海の会からは8名が参加、柿山事務局長が第3回総会、竹信三恵子さんの講演の報告と名古屋市当局によって会場使用中止となった「私たちの表現の不自由展・その後」の再開を求めて闘っていることを訴えた。

この国策弾圧は許せない。タイヨー生コン事件では無罪になった。警察が事業主に脅して被害届を出させたが、当の事業主に被害の気持ちがないのだから犯罪の立証が出来ないのも当然である。安倍政権になってから、憲法破壊と弾圧が強まった。民主党への政権交代の後の2010年、4か月にわたるゼネストでは弾圧はなかった。自民・公明、維新以外の政党、憲法と民主主義を行動で守る政権交代に向けてこの秋の衆議院選挙に臨むことが大切だ。委員長の言葉に支援者は大きな拍手で応えた。闘いは途上だ。集会後 午後から「学働館」で関生支部を支援する全国会議が開催された。

武委員長は判決を受け 支援者にお礼の挨拶に立った。

— 弁護団の取り組みと労働者・市民の闘いの力で実刑にはならなかったが、「懲役3年執行猶予5年」は最高のものである。無罪に向けて控訴する。裁判官も企業別労働組合以外の、世界では標準の産業別労働組合は、労働組合でないと思ひ込ん



支援者に前に武委員長

【判決の概要と批判】 控訴審で無罪判決を！

判決は、滋賀県のフジタの工事現場に対するコンプライアンス活動事件、2017年12月のセメントステーション等におけるストライキ事件、さらに、タイヨー生コンからの1000万円の会館建設カンパ「恐喝」事件について行われ、**タイヨー生コン事件は無罪**、その他について、**懲役3年・執行猶予5年・未決換190日**というものでした。この判決は、違法行為をしたものが罪に問われずに違法行為を摘発したコンプライアンス活動を「恐喝未遂」とし、産業別労組のストライキにおける平和的説得活動を「威力業務妨害」とし、それらについて、労組の委員長として「予想外のことは認められず、想定範囲内」であるから共謀共同正犯が成り立つとするデタラメなものでした。しかし、2018年から組合員等延べ89名を逮捕した異様なこの事件で、予想された**委員長の実刑判決を阻止し、ひとつの事件の無罪判決を勝ち取ったことは大きな意味があり、この間の全国での支援の広がり力を示すものであった**と思います。

タイヨー生コン事件は、会館建設のカンパとして組合に提供された1000万円を、一連の弾圧の中で、後から「恐喝」として検察がデッチ上げたものでした。しかし、裁判を通して、そもそも、労組や委員長が1000万円をタイヨー生コンに要求したという事実も証拠も何ひとつなく、今回の無罪判決に至ったのです。

2017年12月のストライキに対しては、裁判長は、昨年の10・8組合役員と本年3・15現場メンバーへの不当判決を踏襲し、「現場の行動は平和的説得の範囲を超えている」「対象となった企業に組合員はおらず、労組法の使用に当たらないから正当行為としての刑事免責の対象外」等と不当判決を繰り返しました。裁判後に武委員長が指摘したように、このような判決を放置しては、憲法28条の労働三権は空洞化してしまいます。

滋賀県でのゼネコン・フジタの現場での違法行為を摘発するコンプライアンス活動については、裁判長は、「個々の態様は穏当なものであったとしても、また、個々の組合員が先行する大阪高裁の星山決定によって違法性がないと信じていたとしても、コンプライアンス活動が4か月にも渡って執拗に繰り返されてフジタの負担になった」「湖東協組の北川建材が、アウト業者から生コンを買うと大変なことになると言って、湖東協組からの生コンの購入を求めたこと合わせてと総合的な判断すると、一連の行為は脅迫に当たる」としました。違法行為の摘発を「執拗に繰り返す」、マル適マークを取得した生コンの購入を促すと脅迫になるともいうのでしょうか。先日の熱海の土砂崩れは、長年、産廃の不法投棄を疑わせる違法な盛り土の放置が原因でした。コンプライアンス活動はやってみれば解りますが、「執拗に」行わなければ、簡単には不法行為は是正されないのです。(G)

■加茂生コン事件 7月12日 大阪高裁控訴審開始

一審の京都地裁は、団体交渉を拒否し続ける経営者を免罪する一方、一場面のみを捉え、保育所への就労証明書を求めたことなどを強要未遂として執行猶予付きの有罪判決をくだした。一審判決は、関生支部のみならず、すべての労働者・労働組合の労働基本権に対する重大な挑戦だ。高裁で無罪をかちとろう！



大阪高裁に対して「労働基本権保障の法理をふまえ、一連の一審判決の誤りを糺す公正な判断」を求める署名がとりまかれています。ご協力お願いします。
※当会ホームページからダウンロード



裁判傍聴報告:

■大津地裁

裁判前毎回の大津駅前早朝街宣に、多くの支援者がけついている。大津地裁では、**労働組合の活動としてのコンプライアンス活動の正当性**が争われている。検察は、この活動を工事現場で「ささいなこと」に因縁をつけ、「解決金を目的とする」業務妨害行為として起訴し、1年以上にわたって裁判が行われている。検察側の立証から弁護側の立証へ、年度内判決にむけて長期の裁判が継続している。この並行して弾圧に乗じた不当解雇の撤回・地位保全の訴訟もたがわれている。(近江アサノ事件)



<4月14日>新たに大西直樹(湖東記念病院事件で逆転無罪判決を言い渡した)裁判官に代わり、弁護側の立証に移った。永嶋弁護士は、「この事件は戦後未曾有の労働組合潰しの大弾圧であり、この裁判は日本の労働運動の未来を左右する大きな影響を持つものと思っている。裁判官には、憲法第28条、労働組合法第1条の意義を十分理解し、公正な判断をされること」を求め、「山陽新幹線の不正建設・コンクリートの劣化問題」を例にして、コンプライアンス活動の社会的重要性にふれ、「生コンの品質管理の問題は、第一に生コンを買い叩くゼネコンにあること。関生労組は、安全管理、品質管理に積極的に取り組み、日常的な監視活動によって、加水生コン・品質不良を防いだこと」を総論として述べた。

<5月24日> 43点の証拠申請がされ、立証趣旨を小田弁護士はじめ10名の弁護士が分担して述べた。通産省の「生コンクリート製造業の中小企業近代化計画」を謳った報告書や「マンションや新幹線高架はなぜ倒壊したか」(「世界」95年6月号掲載)はじめ、専門誌論文に及び文献等を証拠として提出。裁判官は、**阪神大震災の橋脚の劣化や美浜原発3号機建設で表面化した加水生コンの問題を傾聴**。

<6月21日> 21点の証拠を追加、弁護士が分担し趣旨説明。渋谷弁護士が出した報告書(レイシストを使った大阪広域協の行為)への検事側から異議は却下。熊沢誠先生の承認採用は「鑑定書を読めば十分」ということで却下、全日本建設運輸連帯労働組合中央部の小谷野毅書記長は、証人として「団結権の侵害」を中心に証言することが認められた。

<6月28日>永嶋弁護士 シングルマザーとして3人の子供を育てる関生労組員Mさんの証人申請。小谷野書記長への証人尋問。「労働災害のハインリッヒの法則に明らかのように小さなことが重大事故につながる。労働組合のコンプライアンス活動を起訴状で『ささいなこと』で因縁をつけ」と述べていることは、とんでもないことであると検事側の起訴を糾弾。もともとアウトであった大阪広域協の現指導部は、レイシスト集団を使い、関生労組が反社会的集団であるかのイメージをつくりあげ、警察・検察は、それに呼応して**憲法第28条、労働組合法第1条を無視して弾圧している。これに裁判所も加担している**。警察官は、取り調べで『労働組合をやめろ』『サリン事件をしているか?武に従っているとあれと同じように罰せられるぞ』と脅し、勤め先にいる労組員の妻にまで電話で労働組合をやめるよう説得するよう依頼。逮捕した事業主には「捜査に協力しないと国税局を呼ぶぞ」と脅していた。また、「大阪広域協は関生労組と手を切らない事業者は除名する」と脅し、労働組合の交渉団体であった経営者会から事業者を脱会させ、これまで結ばれてきた労働協約を反故にさせた。この弾圧によって、組合員の解雇や取引停止により、日々雇用400名を含む職場が奪われ、7割に及び組合員の脱退を余儀なくされ。関生支部が深刻な打撃を被っていることを訴えた。また東京地裁に起訴の不当性を国家賠償法で訴えていること、最後に裁判長に望むこととして「**関西生コン労組を色眼鏡で見ないで欲しい。労働組合として、正当な目的をもっており、産業別労働組合は世界では標準的な労働組合であり、コンプライアンス活動は当たり前の活動である。**」と強く訴えた。検察は反対尋問を放棄した。

関生支部弾圧を指揮した“セクハラ警視”が彦根警察署長に

滋賀県警の今春の人事異動で、彦根警察署長に就任した羽田賢一郎警視。警察庁に出向中(2014年3月から)の同僚女性へのセクハラが問題になっています。「女を出せ。女らしゅうしとったらいいねん」など何度も羽田警視から言われた女性は抑うつ状態になり、警察庁が17年3月に公務災害と認定しています。被害女性は18年4月には羽田警視に対し損害賠償訴訟を東京地裁に提訴しました。(朝日新聞 21.4.17)。

この羽田警視は16年春県警に帰任後、県警の組織犯罪対策課長(広域暴力団対策!)などを務め、18年夏からの関生支部への不当弾圧の担当として、実行指揮の中心を担ったと目されています。労働組合の当たり前の活動を刑事事件に仕立て上げ、捜査においても労働組合からの脱退を強要する「不当労働行為」や人権無視の長期拘留など無法がりが指摘されています。

■和歌山地裁

和歌山では和歌山生コン協同組合を牛耳る理事長の丸山が、配下の元暴力団員を大阪の関生支部組合事務所に押しかけさせ挑発したことに対して抗議と謝罪を求めた関生支部の行動が威力業務妨害に問われている裁判だ。<5月27日> 丸山の証人尋問が行われた。トップの出廷ということもあり広域協の動員が関生支援者を上回った。検察の尋問に丸山は、2017年8月22日 面談に応じたが街宣車で抗議することは予期していない、全く身に覚えがなくその日の業務に支障をきたしたとシラをきった。関生はゆすりの組織だと罵倒した。丸山はアウト企業でコンプライアンス無視の湯浅生コンに肩入れして和歌山生コン協同組合を結成、大阪広域協と呼応して関生支部への敵意をむき出しにしている。丸山は関生に敵罰を求めた。弁護側の反対尋問では、警察官の調書に基づく質問に「知らない」「記憶にない」を連発。暴力団山建組の組長と知り合いだと吹聴していたことをとわれ否定した。**一体どっちが反社会勢力なのか?**

■愛知連帯ユニオンの闘い 小西生コン 港運企画事件 続報

<小西生コン事件> 本年5月21日、愛知県労働委員会は、小西生コンが新型コロナ緊急事態宣言を口実に、組合員の「雇止め」に関する団体交渉を拒否した事件について、これを不当労働行為と認定、団交の履行とポストノータイスを命令しました。類似ケースも少なくない昨今、この勝利命令には大きな意義があります。小西生コンが関生弾圧を理由に「反社会的集団とは取引できない」と労働協約を破棄した事件の県労委命令棄却部分取消訴訟が名古屋地裁で続いています。6月28日の第3回口頭弁論では20点に渡る争点についての進め方を裁判所と組合が協議、しばらく組合側の主張・立証が続くことになりました。第4回口頭弁論は、8月18日10:30から名古屋地裁1103号法廷です。

<港運企画事件> 「社長の腹部を殴った」とでっち上げの通報で逮捕されて解雇になった海上コンテナ・トレーラー運転手の事件で6月7日労働委員会調査、6月17日裁判がありました。社長は暴行を受けたと供述した際、組合員の運転手が「ボールペンを突き刺してガラスの灰皿に穴を開けた」と供述していましたが、組合で実証実験と理論的な調査によりそれが不可能なことが証明されました。また、安田浩一さん講演会を機に、日本第一党・瀬戸弘幸に組合攻撃を依頼してきた港運企画に、今後、瀬戸弘幸の取材には応じないことを約束させました。

関生東海の会として 市民運動を監視するふたつの法案に反対する声明に賛同しました。
法案は成立してしまいましたが、広範な市民団体と連帯して廃止に向けて政府への市民の監視と批判と抵抗を強めていきましょう!

★「デジタル監視法に反対する市民団体共同声明」<http://zjr.sakura.ne.jp/wp-content/uploads/2021/04/0428.pdf>

★「重要土地調査規制法案に反対する緊急声明」http://juyotchi-haian.org/kougi_seimei_20210616/

デジタル監視法案の廃案を求めます

重要土地調査規制法案の廃案を求めます



市民監視の悪法が次々と成立する状況下での大垣警察市民監視違憲訴訟

2014年7月の朝日新聞報道で、岐阜県警大垣署警備課(公安)が、大型風車建設を巡って勉強会を開いた地元住民2名と知人である大垣市民2名の個人情報、事業者である中電子会社・シーテック社に提供していたことが明るみに出た。シ社作成の「議事録」では、警察が“目を付けた”個人を長期間にわたって監視対象とし、集積した情報を虚実取り混ぜて使いつづ、シ社全体を協力者していく様子が見てとれる。2015年6月、警察庁警備局長は、住民・市民の個人情報を収集し事業者と情報交換することは通常の警察業務だ、と国会で答弁している。同様のことは全国各地で行っており、今後もうつと公言したのだ。名前を挙げられた4名が原告となって、2016年末に岐阜地方裁判所に国家賠償請求と個人情報抹消請求を提訴した。被告である警察側は、事実否認を一切拒否し、法的根拠も示さず適法だと主張している。裁判所が奮められている。裁判は大詰めとなり、5月と6月に証人尋問が行われた。この証人尋問の準備をしているときに、国会では、デジタル監視法、重要土地調査規制法など、露骨な市民監視の悪法が、市民の反対を押し切って強行成立した。この間の警察法の「改正」とも相まって、公安警察による個人情報収集とその利活用が当たり前となる「監視国家」へと着々と法整備が進んでいる。権力側からの市民監視の攻撃と、市民側の「もの言う」自由を守る闘いのせめぎ合いの中で、裁判は、10月25日の結審を迎えようとしている。(原告・近藤ゆり子)
 ※ この事件・裁判の詳細は『もの言う自由を守る会』HPを参照ください。<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>



書籍紹介

★関生東海の会でも扱っています。

お求めは TEL 052-262-7061 e-mail:kannamatokai@gmail.com にてお問合せください。



挑戦を受ける労働基本権:連帯ユニオン

一審判決(大阪・京都)にみる産業別労働運動の無知・無理解(検証・関西生コン事件1)

本書は、関西生コン事件について多くの方に知ってもらい、一緒に考えていただくために、裁判に提出された鑑定意見書等を収録したものです。熊沢誠・吉田美喜夫両氏の意見書からはこの事件の本質は何か、宮里邦雄弁護士解説からは一審判決の出た裁判の不当性がどこにあるのかが良くわかる内容になっています。



木下武男著『労働組合とは何か』岩波新書(2021年3月19日発行)

本書は「本当の労働組合」とは何か(歴史編)と、その機能を果たすユニオンズムをどう創るか(分析編)から構成されています。関西生コン支部を事例に「本当の労働組合」の創り方を解説し、日本の労働組合が再生するためには「ゼネラル・ユニオン」(当面は業種別部会を持った個人加盟ユニオン)を目指すべきと述べています。『人新世の「資本論」』の著者斎藤幸平氏も本書の帯に「必読の一冊」と推薦文を寄せていますが、まさに必読です。大津地裁の裁判で証拠として採用されました。

連帯のメッセージ フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会

「関西生コン・東海の会」の皆様の日頃の活動に敬意を表します。2001年、フィリピントヨタ社で合法的に結成され、交渉権を得た労働組合をトヨタ側が認めず、233名の組合員が不当に解雇されて争議となりました。フィリピントヨタ労組は解雇撤回を求めて20年以上闘い続けていますが、トヨタ側は未だに一切の交渉を拒否し続けています。フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会は、こうしたトヨタ側の対応を許さず、毎年エド委員長らと共に親会社であるトヨタ自動車本社を訪れて、抗議・要請行動を行っています。トヨタ側は抗議文の受け取りすら拒否する無礼な態度を改めていません。また、ドゥテルテ政権下のフィリピンでは、「テロ対策」、「麻薬取り締まり」を口実に、労働運動のリーダーが次々と虐殺される「超法規的殺害」が常態化しています。エド委員長も安全ではなく、なお一層の支援が必要となっています。日本でも憲法や労働法で保障されている正当な労働運動や大衆運動に対して、公安警察や司法が介入して公然と弾圧する事態が続いています。特に、関西生コンへの執物な弾圧は、この国が進もうとしている方向を暗示させるもので、絶対に許すことはできません。フィリピントヨタでの争議も、関西生コンへの弾圧もその背景にあるのは、正当な労働運動を許さない、闘う労働組合を潰そうという資本の姿勢であり、そうしなければ彼らの目指す社会をできないことを示しています。絶対に許してはなりません。私たちの敵はひとつです。共に連帯して闘い抜きましょう!(フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会 運営委員会一同)



「表現の不自由展・その後」中止に抗議する

名古屋の市民グループが企画し、会場管理者や警察との警備や運営について協議を重ね7月6日から「市民ギャラリー栄」で開催されていた「表現の不自由展・その後」が、市民ギャラリーに届いた爆竹の入った封筒が破裂したという理由で会場が、市民グループへの説明もなく 予定されていた会期までの一方的な閉鎖が決定され中断となった。「表現の不自由展・その後をつなげる愛知の会」は、「暴力によって表現の自由が行使できない状態になることは、民主社会の基礎を掘り崩すもので絶対にゆるしてはならない行為」であり「表現の自由を、脅しという犯罪行為によって、制約することは、権利を制限して、犯罪行為の側に加担することになる」「国の民主主義や人権にとって極めて憂うべき事態」として、名古屋市、名古屋市文化事業団には、会館閉鎖の決定の撤回を求める抗議声明を出し、市民に対して「私たちの国が、自由が言えない、暴力によって表現が封じられる社会になることに対して、私たちとともに抗議の声あげる」よう訴えた。昨年8月 当会の総会&記安田浩一さんの講演会にもレイシスト集団の会場外での妨害行為があったが スタッフと参加者の協力で無事開催することができた。私たちも「表現の不自由展・その後をつなげる愛知の会」の抗議に強く連帯する



関西生コン労組つばしの弾圧を許さない東海の会 会員募集中!

「関西生コン労組つばしの弾圧を許さない東海の会」は2019年6月29日 関西生コン労組への弾圧が憲法を踏みこむものであり、共謀罪型捜査弾圧の先駆けであり、この戦後最大級の弾圧を跳ね返すことが、労働組合や市民運動にとって政治的立場や路線を超えた共通の課題であると考え、東海地区の有志の呼びかけで結成されました。HPでの情報発信や裁判の傍聴支援、街頭宣伝活動、講演会の企画等を行っています。全国各地の運動と連帯しながら 東海地区(愛知、岐阜、三重)からニュースの発行、捨てられないチラシ、SNSでの情報拡散など創意工夫でこの運動を広げていきたいと考えています。会の趣旨に賛同いただける方は、会員の推薦を受けどなたでも参加できます。

この運動のためのカンパをお願いします。

記号 12050 番号 21748111 口座名義 関西生コン労組つばしの弾圧を許さない東海の会 (カンサイナマコンロウソツツシノダンアツヨルサイトウカイノカイ)